

委員・事業者からの提案一覧【環境・エネルギー、経済・産業振興】

分野	通番	提案名	提案者	提案内容(規制改革、制度改正等)	課題	規制の根拠	処理の方向性(案)	参考資料																				
廃棄物	①	一般廃棄物と産業廃棄物の処理の一元化	上山委員	廃棄物処理法を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物の処理を一元化する。 ①全ての廃棄物処理を民間事業者にも開放 ②一般廃棄物処理施設でも産業廃棄物の処理を可能とする。(逆も同じ。)	・現行の廃棄物処理法では、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分され、かつ、一廃は小さな基礎自治体の責務になっている。そのため、非効率が生じている。 ・多くの海外諸国(米国、EU)には、こうした区分はなく、処理方法別(有害、非有害)に分類した上で、一括処理している例がある。	<p>・廃棄物処理法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>定義</th> <th>処理責任</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出される廃棄物</td> <td>【法第11条】</td> <td>【法第12条他】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 で燃え尽、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を規定</td> <td>排出事業者</td> <td>排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終処分までの処理履歴を報告要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【法第2条第2項】 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭やオフィス等から出る紙類、厨芥、不燃物等)</td> <td>【法第6条の2】</td> <td>【法第6条の2他】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>市町村</td> <td>市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 →一般廃棄物処理許可業者が処理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	定義	処理責任	処理方法	【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出される廃棄物	【法第11条】	【法第12条他】		産業廃棄物 で燃え尽、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を規定	排出事業者	排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終処分までの処理履歴を報告要		【法第2条第2項】 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭やオフィス等から出る紙類、厨芥、不燃物等)	【法第6条の2】	【法第6条の2他】		一般廃棄物	市町村	市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 →一般廃棄物処理許可業者が処理		国の規制改革会議ボックスへの提出	資料3-2
分類	定義	処理責任	処理方法																									
【法第2条第4項】 事業活動に伴って排出される廃棄物	【法第11条】	【法第12条他】																										
産業廃棄物 で燃え尽、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類を規定	排出事業者	排出事業者が自ら処理 ・産業廃棄物処理許可業者に委託 ※マニフェスト制度で排出から最終処分までの処理履歴を報告要																										
【法第2条第2項】 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭やオフィス等から出る紙類、厨芥、不燃物等)	【法第6条の2】	【法第6条の2他】																										
一般廃棄物	市町村	市町村が自ら処理 ・市町村が処理業者に委託 →一般廃棄物処理許可業者が処理																										
エネルギー	②	非集中型分散発電の推奨による、電力の地産・地消モデルの実証実験	余語委員	地域限定で電力の地産・地消モデルの実証実験を行う。(コジェネ、燃料電池、マイクロ水力、風力、太陽光等) ・鉄道発電事業者(大阪市営地下鉄の新規事業) ・卸電力市場の整備・活性化 ・電線・電柱を地下化して景観保全	現在の常識である、巨大発電所を郊外に置いて高圧送電するという方式は、水力は別として、発電所が公害設備だったためである。原発政策が見直され再生可能エネルギーへのシフトが進む現状では、スマートグリッドの技術進歩に合わせて投資費用の少ない非集中分散型発電が必要。	・電気事業法第19条(一般電気事業者の供給約款) (一需要家複数契約を可能とする電気事業法の規制緩和)	国家戦略特区提案 「鉄道を活用した都市とエネルギーシステムの一体開発(咲洲スマートコミュニティ)」	資料3-2 資料3-3																				
	③	多様なエネルギー源を活用したスマートコミュニティ	部会(事業者)	・電気事業法の規制緩和(一需要家多受電等)	現状では、電気の発電は開電が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また託送の条件もあり多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場等)が参加することが困難である。また、鉄道事業者の自営線に鉄道事業者以外のPPS事業者等の電力を託送している事例はない。																							
	④	遊休農地を活用した太陽光発電		・農地法の規制緩和(農地転用の規制緩和)	農地所有者が太陽光発電をやりたいくても、農地転用が難しく、手続きにも膨大な時間がかかる。	・農地法第4条(農地転用の制限等)、第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)																						
	⑤	大型河川を活用したマイクロ水力発電		・河川法の規制緩和(流水・土地の占用許可等の緩和) ・大阪府流水占用料等条例の適用除外(占用料の免除等)	マイクロ水力発電の河川(一級河川、準用河川)への設置では、河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があり、認可を受けることは難しい。	・河川法第23条、第24条(流水・土地の占用許可) ・大阪府流水占用料等条例第5条(占用料の免除)																						
	⑥	市街化調整区域におけるバイオマス発電	・都市計画法の規制緩和(市街化調整区域における開発許可の緩和)	市街化調整区域にバイオマス発電施設を設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要となる。市からは「市街化調整区域の住民に対するメリットが少ない。バイオマス発電は環境影響が生じる」との理由で不可とされた。	・都市計画法第34条(市街化調整区域における開発許可)	国の規制改革会議ボックスへの提出	資料3-2																					
	⑦	エネルギー分野の活性化に向けた税制創設	岸委員	再生可能エネルギー設備や大規模火力発電所など資金需要の大きい投資に高齢者資産を活用するためには、特別償却を認めて相続税評価額を軽減する税制の創設を求める。	再生可能エネルギー設備や大規模火力発電所など資金需要の大きい投資に高齢者資産を活用するためには、特別償却を認めて相続税評価額軽減など税制上の仕組みが必要であるが、そのような仕組みになっていない。	・相続税法(軽減措置の創設)																						
新型自動車	⑧	新型自動車特区による未来型交通システムの実証実験	余語委員	新型自動車(自動運転システム搭載車、超小型電気自動車、セグウェイなど)は、現状の規制下では公道を通行できないため、大阪地区で地域を限定してこれらの車両やシステムの公道での実証実験を行う。	技術革新により、自動運転システム搭載車や超小型の電気自動車など、これまでの自動車の常識を覆すような新型自動車が続々登場しつつあるが、これらの新型自動車は現状の規制下では公道を通行できない。(自動運転システム搭載車の場合は、運転手なしでの試験走行ができない。)また、超小型車の実証には、国土交通省「超小型モビリティ認定制度」の手続きが必要。	・道路交通法第70条(安全運転の義務) ・道路運送車両法第3条(自動車の種別)	国家戦略特区提案 「自律走行型自動車の展開」 「子育て・地域介護・高齢者の足としての超小型EV活用プロジェクト」 「都市型モビリティとICTの融合による「街と人」をつなぐ、安全運転支援システム等の新技術による市場創出」	資料3-2 資料3-3																				
経済・産業振興(起業・開業支援)	⑨	JSOX法の大幅な緩和	余語委員	・内部統制報告書等について、連結子会社への適用除外	・上場企業に求められる制度と同等の制度が、連結子会社等にも求められているため、厳格な内部統制システム構築や外部監査人による監査のコスト等、過大なコストがかかり、企業の成長の阻害要因となる。 一方、投資元企業等の財務情報の透明性と正確性による信用力の確保に支障が生じる可能性もあることからこれらの確保手法が課題。	・金融商品取引法第24条の4の4 ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」 ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準(公開草案)」	国の規制改革会議ボックスへの提出	資料3-2																				
	⑩	エンジェル税制の改革	余語委員	・個人エンジェル税制対象と投資限度の拡大 ・法人エンジェル税制の創設	・ベンチャーファンドやベンチャー企業に対して、法人が出資した場合に出資額を損金算入する制度がないことから、ベンチャー企業の資金供給の促進に支障が生じている。	租税特別措置法第37条の13、第41条の19(エンジェル税制)	国家戦略特区提案 「グローバルイノベーションを創出するビジネス環境の整備」	資料3-2 資料3-3																				
	⑪	登録免許税法の改正	部会(事業者)	・小規模事業者に対する設立登記時における免許税の引き下げ ・仮登記による会社設立を可能とする。	小規模なベンチャー企業設立時に過大なコストがかかり、創業に支障が生じている。	登録免許税法第2条及び別表1、二十四(イ)	国の規制改革会議ボックスへの提出	資料3-2																				
	⑫	外国人創業基準の緩和	余語委員・部会(事業者)	外国人創業基準の緩和 ・法人設立・登記などの手続きを英語対応 ・代表取締役の国籍要件の緩和 ・投資経営ビザの取得要件の緩和(500万円/人以上の投資等)	・外国人が創業する場合は、「投資経営ビザ」が必要。(会社法による出資額規制はない(1円出資可))そのため、事業所の確保や2名以上の常勤職員の確保又は500万円以上/人出資が必要であり、外国人留学生を始め外国人の創業に支障が生じている。 ・法人登記に当たっては印鑑証明書の添付が必要。印鑑証明書の交付のための要件として、6か月以上の在留資格が必要であり、在留していない外国人が代表取締役となる法人登記ができない。このため、外国人の創業に支障が生じている。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 ・外国人経営者の在留資格基準の明確化について(法務省入国管理局ガイドライン) ・会社法第911条 ・内国株式会社の代表取締役の住所について(昭和59年9月26日法務省民四第4974号民事局第四課長回答)	国家戦略特区提案 「ビジネス・資金環境、都市型MICE機能のグレードアップ」	資料3-2 資料3-3																				
⑬	公共調達のベンチャー企業への開放	余語委員	創業後間もないベンチャー企業が公共調達に参入しやすいくみの拡大。	創業後、1年以内の企業は入札参加資格を有しない。(物品・委託役務)	・大阪府入札参加資格審査要綱第3条及び告示 ・大阪市入札参加資格審査申請要領	府市運用	資料3-2																					